

今後の発掘調査の方針について

今年 3 月開催の第 7 回史跡広島城跡保存活用会議において、現行整備基本計画に示されている基本方針※を踏襲し、同計画の第Ⅱ期で取り組むこととしていた本丸上段及びその周辺を主な対象として整備計画を策定するという方針について了承された。

この方針にのっとり、対象地点の整備事業の具体化に向けて必要となる調査のうち、最も時間を要する発掘調査の調査箇所・内容等について検討する。

※ 近世建物配置図等を記した歴史資料を基に地下遺構が疎らな部分を推測し、そこを主軸として園路を再設定する。

1 検討に当たって前提となる事項

まず、保存活用計画に掲載し、令和 6 年度から実施している調査（本丸上段及び下段の天守台周辺）については、整備においても必須の内容であるため、保存活用計画のとおりとする。

ここでは、これに加えた追加の調査を検討することとし、検討に当たっての前提となる、これまでの保存活用会議等で示された事項について以下のとおり整理した。

- (1) 本丸上段部の主要動線を、大本営跡南側の広場を通り昭憲皇太后御座所跡の北側を通るルートとし、電気・電話線や上下水道管といった既存の埋設設備については、主要動線部の発掘調査によって地下遺構の状況を把握した後に同範囲下に集約していく（第 7 回保存活用会議）。
- (2) 整備工事の計画検討に当たり、資材の搬入・搬出等に係る工事用動線については、仮設予定箇所の事前調査によって地下遺構の状況を把握した上で、これらを適切に保護するための方法と併せて検討する必要がある（第 6 回保存活用会議）。
- (3) 復元等の範囲は、天守群全体の復元が、史跡の本質的価値の向上や理解促進等の観点から整備効果が高い（令和 6 年度第 2 回広島城天守の復元等に関する検討会議）。
- (4) 工事に伴う資機材等の搬入・搬出に関しては、地上・地下の文化財へ与える影響に配慮し、天守台北側に内堀を南北に横断する工事用動線を仮設する手法が適当である（令和 7 年度第 1 回広島城天守の復元等に関する検討会議）。

2 調査の目的

発掘調査では、大きく分けて次の 3 つの情報を取得することを主な目的とする。掘削は、基本的に近世最上面まで行うが、堆積状況や設置状況を確認するため、基底面まで掘り下げる場合もある。その場合、掘削が及ぶ遺構面については記録保存措置を行い、必要最低限の掘削になるよう努める。

整備には、a、b、c の順でより早い段階での情報取得が必要であることから、調査実施スケジュールの策定ではこれを勘案する。

- a：適切な地下遺構保護対策を検討するために必要な情報
- b：主に対象遺構の価値評価に関連し、整備の方向性を検討するために必要な情報
- c：対象遺構の所見を補強・検討し、整備の具体的な方法を検討するために必要な情報

〔調査成果として得られる情報の性格例〕

- ・適切な遺構保護対策の検討のため、調査対象範囲の遺構面検出標高をトレンチ調査により確認する→ a
- ・石垣基礎部の設置面及び遺構検出状況を確認し、「近世最上面」で整備するか部分的に「構築当初面」で整備するか方向性を検討する→ a・b（遺構面標高の確認まではa。構築当初面の遺構をどう整備するか、についてはb）
- ・小天守台石垣の接地面及び遺構検出状況をトレンチ調査により確認し、天守台石垣と比較することにより石垣構築手法の違いを確認する→ a・b（構築当初面や構築手法をどう評価し整備に繋げていくかはb）
- ・本丸上段部の御殿跡について、平面確認調査を実施して遺構の遺存状況を確認する→ b・c（遺存状況の確認まではb。確認された建物配置から遺構表示整備の詳細意匠等を検討するのはc）

3 調査対象箇所（資料3－2「今後の発掘調査における主要な対象範囲」）

(1) 天守及び天守台周辺

整備を検討しているため、城地の造成や石垣の構築状況等についての所見を得る。

（主な確認事項）

天守台・小天守台の基礎構造及び石垣構築の前後関係、本丸上段部及び石垣天端に存在した近世城郭建造物に関する遺構の遺存状況確認。

(2) 裏御門～上段部東側階段～大本営南側～御座所跡北側を通る直線

主要動線予定範囲の地下遺構の遺存状況を確認し、適切な保護対策を検討する。

（主な確認事項）

現況 GL（公園として整備した際の保護盛土上面）から遺構確認面までの深度（近代最上面・近世最上面・近世最下面の最低3面）及び遺構の遺存状況確認。これに加えて、公園整備に伴う地下埋設物等の位置把握（上下水・電気・電話等）。

(3) 史跡外周部北側

工事用動線の展開等が想定されるため、範囲内の遺構遺存状況を確認する。

（主な確認事項）

現況 GL（公園として整備した際の保護盛土上面）から遺構確認面までの深度（近代最上面・近世最上面・近世最下面の最低3面）及び遺構の遺存状況確認。

(4) 内堀周辺

仮設橋の設置を想定し、橋台・橋脚部分並びに橋台部に接する地点を調査する。

（主な確認事項）

内堀底面並びに内堀石垣基底部の状況把握（内堀底は過去に防水フィルムが施され、後に堀川浄化事業に伴い改変されている。ただし、施工記録が不足しているため、遺構保護を判断するためのデータ取得が必要となる）。

いずれの調査対象箇所についても、史跡の整備検討のための基礎的な資料・情報を含んでいる。具体的な整備方法決定に先立って調査を実施している必要があるため、整備全体の流れを見据え、優先順位を付けて計画的に調査を実施していく必要がある。

4 今後のスケジュール

今回の議論を踏まえ、次回以降の会議において検討を重ね、改定整備基本計画に掲載する調査計画の策定につなげる。